



埼玉県報

第 2992 号
平成 30 年(2018 年)
4 月 10 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則（産業人材育成課）

告示

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（人事課）
- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく介護補償の支給金額（人事課）
- 備前渠用水路土地改良区の役員就任届（大里農林振興センター）
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 上尾都市計画土地地区画整理事業の都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（市街地整備課）
- 県道さいたま東村山線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）

規則

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十七号

埼玉県立高等技術専門校規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等技術専門校規則（昭和六十一年埼玉県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表金属加工科の項中「二九〇時間」を「三〇〇時間」に改め、同表機械制御システム科の項中「八三〇時間」を「八五〇時間」に改め、同表自動

車整備科の項中	ロ 実技 (1) 測定基本実習 (2) 機械操作基本実習 (3) 工作基本実習 (4) 安全衛生作業法	八〇時間
	を	ロ 実技 (1) 測定基本実習 (2) 工作基本実習 (3) 安全衛生作業法

に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の埼玉県立高等技術専門校規則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

2 この規則の施行の際現に機械制御システム科及び自動車整備科に係る普通職業訓練を受けている者（平成三十年三月三十一日において埼玉県立高等技術専門校に在籍する者に限る。）に対する当該普通職業訓練に係る基準については、改正後の別表第二第一号の表機械制御システム科及び自動車整備科の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告示

埼玉県告示第三百八十六号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月十日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成三十年四月十日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	四、七四八円	一三、二八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、三七七円	一三、二八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、九六七円	一四、二五五円
三十歳以上三十五歳未満	六、三〇四円	一七、三五三円
三十五歳以上四十歳未満	六、六七三円	一九、二八六円
四十歳以上四十五歳未満	六、九二六円	二一、三九三円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇二〇円	二三、九〇五円
五十歳以上五十五歳未満	六、八一二円	二五、二五七円
五十五歳以上六十歳未満	六、三一三円	二四、八五九円
六十歳以上六十五歳未満	五、一四二円	一九、七二六円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、二九一円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二八四円

告 示

埼玉県告示第三百八十七号

平成八年埼玉県告示第千五百五十七号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年埼玉県条例第五十一号）に基づく介護補償の支給金額について）の一部を次のように改正し、平成三十年四月十日から施行する。

改正後の告示の規定は、平成三十年四月十日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

表常時介護を要する状態の項中「十万五千三百三十円」を「十万五千二百九十円」に、「五万七千百十円」を「五万七千百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千五百七十円」を「五万二千六百五十円」に、「二万八千五百六十円」を「二万八千六百円」に改める。

告 示

埼玉県告示第三百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、備前渠用水路土地改良区から当該役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	江 黒 禎 一	埼玉県熊谷市永井太田八百九十一番地

告 示

埼玉県告示第三百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者の氏名及び住所につ
いて、次のとおり届出があった。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名 氏 名 住 所

理事 齊 藤 忠 男 埼玉県吉川市大字八子新田七百五十五番地

告 示

埼玉県告示第三百九十号

平成二十九年埼玉県告示第九百二十五号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十一号

平成二十九年埼玉県告示第六百二十八号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十三日終了した旨測量計画機関である桶川市坂田西特定土地区画整理組合から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において適用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十二号

平成二十九年埼玉県告示第九百九十五号で公示した公共測量は、平成三十年二月二十八日終了した旨測量計画機関である本庄市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十三号

平成二十九年埼玉県告示第三百三十三号で公示した公共測量は、平成三十年三月三十日終了した旨測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十四号

平成二十九年埼玉県告示第千三百五十六号で公示した公共測量は、平成三十年三月三十日終了した旨測量計画機関である狭山市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十五号

平成二十九年埼玉県告示第千百三十六号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十七日終了した旨測量計画機関である本庄市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十六号

平成二十九年埼玉県告示第千三百六十二号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十日終了した旨測量計画機関である蓮田市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十七号

平成二十九年埼玉県告示第八百六十二号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十六日終了した旨測量計画機関である長瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十八号

平成二十九年埼玉県告示第千六十一号で公示した公共測量は、平成三十年三月十六日終了した旨測量計画機関である伊奈町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第三百九十九号

平成二十九年埼玉県告示第八百九十一号で公示した公共測量は、平成三十年三月二十六日終了した旨測量計画機関である横瀬町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百号

平成二十九年埼玉県告示第九百二十三号で公示した公共測量は、平成三十年三月三十日終了した旨測量計画機関である宮代町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第四百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により上尾市から上尾都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書の写しを埼玉県都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

平成三十年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年四月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年四月十日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま東村山線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>新座市新堀三丁目一 番一 地 先 ま で</p>	<p>新座市新堀二丁目一 七五番五 地 先 か ら</p>	<p>区 間</p>
<p>一・三六〇 二二・一三</p>	<p>一・三六〇 二二・〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>八九七・九一</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>